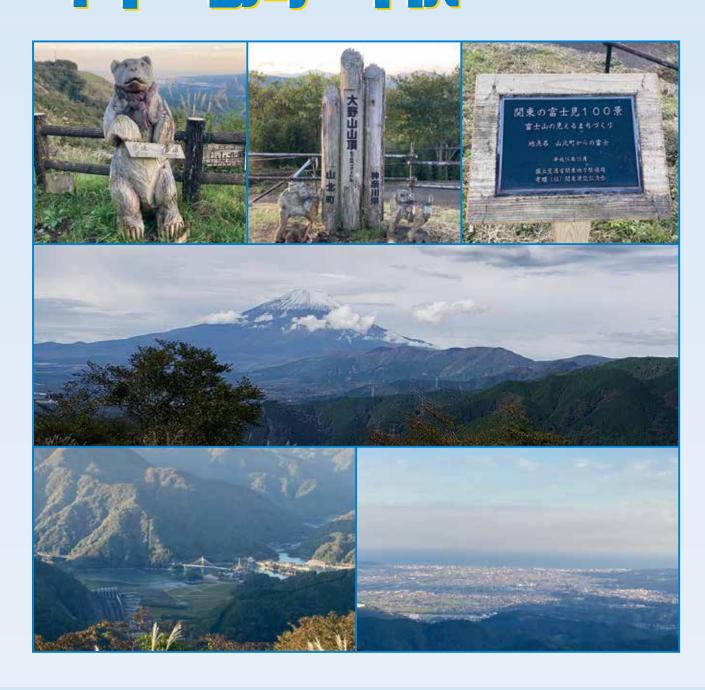


2021

2021 No.434





土地家屋調査士倫理綱領

1.使命

不動産に係る権利の明確化を期し,

国民の信頼に応える。

2.公正

品位を保持し、 公正な立場で

誠実に業務を行う。

3.研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

7 %

—————————————————————————————————————	1
特集	7
通知・通達(抜粋)	19
新入会員一覧	25
退会会員一覧	28
編集後記	29
 会員異動	31

表 紙

『大 野 山』

写真・文 県西支部広報員 青木 一高

大野山は、神奈川県と静岡県の県境近くにある標高723mの山です。ハイキングコースとして知られていますが山頂付近まで車で行くこともできます。標高はそんなに高くないものの山頂からは富士山をはじめ足柄平野、相模湾、丹沢湖などの美しい景色が見られます。近場で楽しめる場所の一つです。





新年の御挨拶

神奈川県土地家屋調査士会 会長 大 竹 正 晃

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、日頃謝申 会務運営へのご理解ご協力いただき感謝度70 周年という記念すべき年でありましたが、の 無い脅威により、研修会や各種事業ならない状況でした。度重な大当まならない状況でした。度重な大当まなの 強まならないで、会員の皆様には担きるの 迷惑を中止ました。また研修で との変をお掛けしました。またでありまた。 皆様を考えると大変残念で申し訳ならなけるとよります。 今後の配信など新しい試み行錯誤を を動画の配信など新しい たのところであります。

土地家屋調査士を取り巻く環境としては土地家屋調査士法の改正に伴い、会則・諸規則についても改正がされました。また、懲戒処分権者が法務大臣となったことから、連合会において土地家屋調査士職務規程を制定し、これに定める新しい要領は全国すべての調査士が遵守しなければなりません。従来の調査測量実施要領の内容が大きく変わるものではありませんが、改めて調査士業務のあり方についてすべての会員に確認していただき、適正な業務処理に務めていただきたいと思います。

昨年よりコロナ禍という言葉をよく耳にしますが、その意味について調べました。「禍」の読み方としては、音読みで「か」で正しいようですが、訓読みでは「まが」や「わざわい」と読むようです。「わざわい」には「災い」と「禍」があり、どちらも誰もが予期していなかった悪い事柄という意味ですが、「阻止できない災い」か「阻止できる禍」

で使い分けられ、地震・台風などは「阻止できない災い」として使われています。新型コロナウイルスが「阻止できる禍」として使い分けられているということは、すべての人が感染予防のために意識ある行動をすることで阻止できるということだと思います。大変難しいことではありますが、コロナ禍での業務処理や会務運営等は常に意識のある行動により「阻止」しながら進めていかなければなりません。

業務処理において、資料調査は登記情報 提供サービス等の活用、現地調査・測量は ソーシャルディスタンスの確保、登記申請 はオンライン申請の活用等により感染予防 に努めるようにお願いいたします。会務運 営においては、WEBを活用した会議や研修 会等の実施やどうしても集合形式による場 合は、国や自治体、研修会場の定めるガイ ドラインを遵守して実施していきます。

昨年は新型コロナウイルスの影響で年次 研修を延期せざる負えない状況となりましたが本年は開催を予定しております。改め て会員におかれましては、補助者任せや他 人による業務、不当廉売等は土地家屋調査 士の未来を潰す行為であることを自覚して、 適正な業務に取り組んでいただければと考 えます。

今後も調査士制度が益々発展することを 期待し、会務運営を行ってまいりますので 宜しくお願い申し上げます。新しい年が会 員の皆様、また会員の御家族の皆様にとっ て健康で充実した良い年となることを祈念 いたしまして、私からの年頭の挨拶とさせ ていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



新年の御挨拶

横浜地方法務局 局長 岩 本 尚 文

明けましておめでとうございます。

神奈川県土地家屋調査士会会員の皆様には、 御家族共々お健やかに新年を迎えられたこと とお慶び申し上げます。また、皆様には、平素 から、登記事務を始めとする法務行政の円滑な 運営に特段の御理解と御協力を賜り、厚く感謝 申し上げます。

振り返りますと、昨年は新型コロナウイルスに振り回された1年でした。新しい生活様式がもたらされ、在宅勤務など働き方も以前とは明らかに変わりました。皆様におかれましては、現場関係者への配慮から隣接地の立会いが延期されたり、暑いさなかのマスク着用は熱中症が心配されたりなど、御苦労が多かったことと思います。このパンデミックの1日も早い終息が望まれます。そのような中で、社会経済活動の基盤となる業務を担う法務局は、感染防止に万全を尽くしながら責務を果たしてまいりますので、今年もよろしくお願いいたします。

さて、法務局の現下の課題について申し上げますと、まずは所有者不明土地問題の解消です。これは政府全体の極めて重要な政策課題となっており、法制審議会でも相続登記の義務化や土地所有権の放棄などが議論されていると承知していますが、登記制度が今後もこの

国を支えるインフラとして存続するためにも, この問題は何としても解消されなければなり ません。そこで, 法務局では, 法定相続情報証 明制度の創設とその利用範囲の拡大や, 長期相 続登記等未了土地の解消作業などに取り組ん でまいりました。また, 2年前からは表題部所 有者不明土地の解消作業を進めており, 皆様に は所有者等探索委員として御尽力を頂いてお ります。これら一連の施策が円滑に実施される ためには, 登記制度の一翼を担う土地家屋調査 士の皆様の御協力が重要であり, かつ有効であ りますので, よろしくお願いいたします。

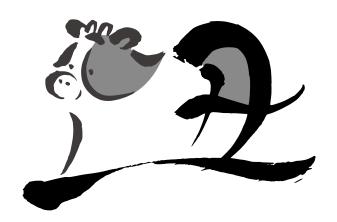
次に、オンライン申請の利用促進についてです。コロナ禍で我が国行政のデジタル化の遅れが明らかになり、書面・押印・対面主義の見直しが進められています。今般、約1万5千種類ある行政手続の99%について押印が廃止されることとなりました。存続するのは、印鑑が本人のものと必ず特定される必要がある不動産登記や商業・法人登記の申請などごく僅かになり、これらについても経済界からは撤廃の要望が強いと聞いています。印鑑廃止の実現を阻むものとして、押印に代わるオンライン手続の整備が追いついていないことが挙げられていました。法務局ではこれまで登記のオンライン申

請の利用を促進しており、皆様の御協力の下、 当局でも徐々に増加してきました。しかしながら、全国的に見ると申請数は少なく、まだまだ伸びしろが大きくあります。オンライン申請は皆様にとっても多くのメリットがあります。また、今年の9月にはデジタル庁が新設され、縦割りによってこれまで非効率となっていた行政のIT業務が今後は大きく改善される見込みです。法務局は登記制度をデジタル社会にふさわしいものにして、行政サービスを向上させようと本気で取り組んでまいりましたので、皆様にはオンラインの一層の御利用をお願い申し上げます。

筆界特定制度については、制度発足から15年が経過しようとする中で、毎年全国で多くの申請がされており、深く定着したものといえます。この制度のメリットの一つに迅速性が挙げられますが、専門的な知識と豊富な経験を備えた皆様の御協力を得て、当局は昨年も事件の大

部分を標準処理期間内に処理することができました。この場をお借りして深く感謝申し上げます。また、地籍調査での筆界未定を解消し本制度の利用を促進するために昨年9月に土地基本法等の一部が改正され、地方公共団体に筆界特定の申請権限が付与されましたので、必要な助言等を行いながら適切に対応しているところです。今後も法務局は、「境界問題相談センターかながわ」で行われている土地家屋調査士会ADR制度との連携を図りつつ、本制度が境界トラブルに悩む方たちにとって身近で利便性の高いものとなるように努力してまいりますので、皆様には、筆界調査委員としての迅速な処理と、申請代理人としての積極的な利用を、引き続きお願いいたします。

最後に、貴会のますますの御発展と、会員の 皆様の御健勝と御活躍を祈念しまして、新年の 御挨拶とさせていただきます。





新年の御挨拶

神奈川県土地家屋調査士政治連盟 会長 上 田 尚 彦

新年あけましておめでとうございます。会員 の皆様には日頃から政治連盟の諸活動にご理解 とご協力を賜わりまして誠にありがとうござい ます。

本年も引き続き土地家屋調査士の知名度の向上、地位の向上、業務の拡大等土地家屋調査士制度の発展を目指して本会と連携して活動してまいります。

令和2年は皆様のご期待に添うべく、賀詞交 歓会におきましては、小此木八郎自由民主党神 奈川県連会長・義家弘介法務副大臣(現法務委 員長)・中西健治財務副大臣・佐々木さやか文 部大臣政務官(当時)・土井隆典自由民主党神奈 川県連幹事長等、内閣において重責を担われて いる国会議員をはじめ県・市町で重責を担われ ている地方議員の皆様に多数参加していただき 開催されました。

さらに、国会議員、県議会議員の方と政治連盟役員との勉強会を多数開催しました。例えば義家弘介法務副大臣を法務省副大臣室に訪問して勉強会および義家副大臣の個別登記相談も受け懇親を深めました。今年はより一層の成果を得るべく奮闘しているときにコロナ禍が発生しました。活動量が大きく制限される中、最大の成果をあげるべく活動をいたしました。その結

果、決して停滞すること無く前進できたと思います。また、定時大会を書面による決議という 非常な措置をもって行い、会員の皆様にご心配 ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げま す。

一、選挙に関して

小田原市長選挙におきまして、会員の皆様が 積極的に活動され大逆転勝利に貢献されまし た。今も、多くの議員関係の皆様から「土地家 屋調査士の皆様のおかげです。」と高い評価を いただいております。

二、予算要望ヒアリングに関して

例年開催される時期は緊急事態宣言の真最中でしたが、時期をずらして開催されました。参加する人数等の制限がありましたが、今年も新規の要望をふくめ各党議員団の皆様とみっちりと話し合うことができました。昨年につづき「勉強会を開催しましょう。」と多くの議員の方からお誘いを受けております。

三、土地家屋調査士制度制定70周年記念シン ポジウムに関して

都道府県別で、国・県・市町村会議員の参加 者人数は、神奈川県が圧倒的に多かったです。 これも会員の皆様の日頃からのご尽力とご協力 の賜物です。心よりお礼申し上げます。狭隘道 路拡幅に関して、官民境界確定に関して、土地 家屋調査士が必要であることを参加された議員 の方々からコメントを頂戴しております。また、 条例制定にむけて議会・委員会で質問していた だいた方もおられます。引き続き、活動を進め たいと思います。

四、その他要望に関して

①入札に関する最低制限価格の設定および入 札区分に関して、県・市町に提案しました。こ の件に関しまして、議会にて質問をする一歩手 前まで行ったこともありました。いくつかの自 治体でかなり前進しております。ある市では、 土地家屋調査士業務を入札区分に新規導入とと もに最低制限価格も導入されることになりまし た。

②払下げ業務に関して、及び災害関係で重点 対策地域において、大幅に公図が整備されてい ない場所に関して議会において質問していただ き、19条5項方式による境界確定業務を土地 家屋調査士に要請されるように活動していただ いた市が複数ありました。

③土地基本法改正に関して「空き家等問題、 所有者不明土地問題の解決に大きく貢献する。」 と説明し、これらの業務に関して土地家屋調査 士に相談してほしいと多くの皆様に説明をしま した。

まだまだ道半ばではございますが、より良き 実現にむけて粘り強く提案してまいります。何 卒引き続きのご指導、ご協力をお願いいたしま す。

今後とも、本会、支部、会員の皆様のお力を

頂戴して活動に邁進してまいります。より多く の皆様の政治連盟の加入を心よりお待ちしてお ります。

コロナ禍はまだまだ予断を許さない状況です。日本国全体が大変な時期に、土地家屋調査 士の皆様にも少なからず影響があったこととお 察し申し上げます。

その中で、われわれ政治連盟も昨年度に比べ 活動量が少なくなりました。政治連盟は、会員 の皆様から頂戴した貴重な会費をもとに運営し ております。つきましては、会員の皆様とこの コロナ禍を乗り切るため、少しで大変恐縮です が、

「令和3年度の会費を 1,000円減額します」

つたない挨拶文ではございますが、最後まで お読みいただき誠にありがとうございました。





新年の御挨拶

境界問題相談センターかながわ センター長 西田 貴 麿

あまりにも多くのことを考えた年ではありましたが、暦の上ではひとつの区切りを越えることができました。みなさま、新たな年の始まりを迎えることができましたことに、心よりお慶び申し上げます。

境界問題相談センターかながわの運営において、境界紛争の解決を目指すADRの両輪のひとつとして深く連携いただいている横浜地方法務局筆界特定室、また絶大なご協力を賜っている神奈川県弁護士会におかれましては、この場を借りて厚く御礼申し上げます。また、運営にご理解をくださる神奈川県土地家屋調査士会の会員の皆様、そして当センターの宝である相談員及び調停員の皆様にも深謝申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。

境界の問題は、限られた資源である国土の一部を機能不全とするものであり、政策としても注目されるなど公的な分野にも大きな影響を与えるものです。しかし、直接の当事者にとって境界紛争は多額の金額に相当する財産の無価値化という経済的な問題にとどまらず、巻き込まれた方の精神を削り、健康障害に至るまで追い込んでしまうものであることを、私たち土地家屋調査士なら誰でも知っています。

全国の土地家屋調査士会が設立した相談センターは、そんな人生の一大事に図らずも対峙することとなった当事者の問題の解決に助することを目的としています。その運営にかかわる中でひとつ確信したことがあります。境界問題の解決に関しては、土地家屋調査士は必ず関与す

べき、ということです。境界問題を複雑にしているのは、そこに様々な法律が絡みついていたり、それで囲まれた範囲の面積がそのまま金額に換算できるという現世的な理由だけではありません。土地の上には、幾世にもわたって継続してきた民の記憶があり、それはその上で暮らす方に引き継がれています。しかもその方は、たとえ嫌になってもその土地を放棄することができないのです。その重さを私たち土地家屋調査士は知っています。

業務において向き合う筆界は「不動」のものであることから、依頼者の意向に左右されない立場を保つことができる土地家屋調査士であればこそ、当事者双方にとって進むべき道を示すことができるかもしれない。

残念ながら、土地家屋調査士が引き起こした 境界紛争が当センターに持ち込まれることもあ ります。土地所有者にとって、境界はそこには あるが見えていないものです。私たちはそれを 明らかにすることを業としているため、不用意 な取り組みにより潜在的な問題を顕在化させて しまうことがあるのです。

私たち土地家屋調査士は、境界紛争を発生もさせ、解決もしてしまう存在です。望むことができるなら、すべての土地家屋調査士が土地の重みを知り、その上に暮らす方に尊厳を払うことによって、境界紛争がこの世から消失する、そして当センターが解散する。そんな初夢が正夢となることを祈念して、新年の挨拶といたします。

民法。不動産登記法改正医学多器施策の経過と今後ほろいて

近年、土地家屋調査士業務を行う上で不可欠な法律改正が行われています。 そこで、広報部としては会員の皆様に周知する一助になればと考え、上記タイトル の特集ページを掲載いたします。是非ご一読ください。

神奈川県土地家屋調査士会広報部

民法・不動産登記法改正に伴う関連法改正時系列

平成30年 6月 所有者不明土地特別措置法

平成30年 6月 内閣基本方針

(資料 所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法)

(資料 所有者不明土地等問題対策推進のための工程表(抄))

令和 元年 5月

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律

(資料 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の概要)

令和 2年 3月 土地基本法等改正

(資料 土地基本法等改正 条文抜粋)

(資料 土地基本法等の一部を改正する法律案の概要)

(資料 土地基本方針・国土調査事業十箇年計画の策定土地基本方針の概要)

令和 3年 3月 民法・不動産登記法改正

(資料 民法・不動産登記法改正の動向)

(資料 共有私道の保存・管理等に関する事例研究会最終とりまとめ概要)

●所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

(平成30年6月6日成立、6月13日公布、平成30年法律第49号)

背景•必要性

○ 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都 市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、 <u>所有者不明土地(※)が全国的に増加</u>している。

> (※)不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお 所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地

- 今後、相続機会が増加する中で、**所有者不明土地も増加の一途を** たどることが見込まれる。
- **公共事業の推進等の様々な場面において、**所有者の特定等のため 多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。

経済財政運営と改革の基本方針2017 (平成29年6月9日閣議決定)(抜粋) ・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が 所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の夫間に応じた幅があった。 図られるよう、…公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のた めの利用を可能とする新たな仕組みの構築、…等について、…必要となる法案の次期 通常国会への提出を目指す

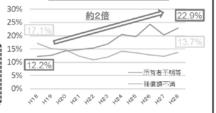
平成28年度地籍調査における所有者不明土地

不動産登記簿上で所有者の所

在が確認できない土地の割合: 約 20% (所有者不明土地の外縁)

・探索の結果、最終的に所有者 の所在が不明な土地 (最狭義: 0.41% の所有者不明土地)

直轄事業の用地取得業務において あい路案件となっている要因



法律の概要

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み 【平成31年6月1日施行】

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく 現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

- ① 公共事業における収用手続の合理化・円滑化 (所有権の取得)
 - 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり 都道府県知事が裁定 (※)マニュアル作成等により、認定を円滑化

(審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)

- ② 地域福利増進事業の創設 (利用権の設定)
 - 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
 - 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年) 間)を設定

(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、 異議がない場合は延長可能)

地域福利増進事業のイメージ



(出曲) 杉並区

直売所(購買施設) (出典) 農研機構

2. 所有者の探索を合理化する仕組み

【平成30年11月15日施行】

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※) 合理化を実施。 (※)照会の範囲は親族等に限定

- ① 土地等権利者関連情報の利用及び提供
 - 土地の所有者の探索のために必要な公的情報 (固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、 行政機関が利用できる制度を創設

② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

○ 長期間、相続登記等がされていない土地について、登 記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿 に記録すること等ができる制度を創設

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

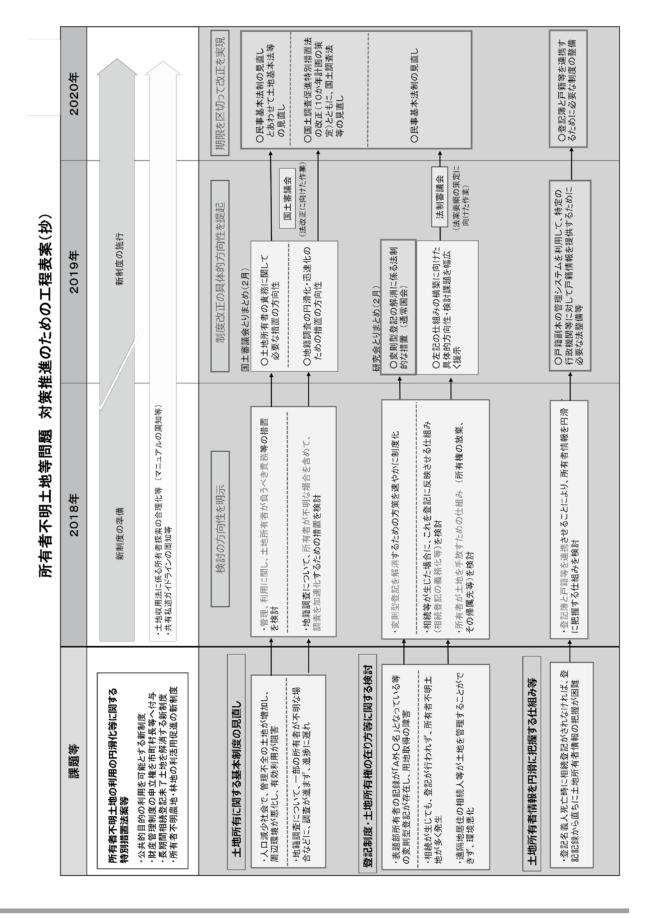
【平成30年11月15日施行】

財産管理制度に係る民法の特例

○ 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管 理人の選任等を請求可能にする制度を創設 (※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

【目標・効果】

- 所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで): 約1/3短縮(約31→21ヵ月)
- 地域福利増進事業における利用権の設定数: 施行後10年間で累計100件



表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の概要

法務省民事局

表題部所有者不明土地とは 第1

令和元年5月17日成立、5月24日公布、令和元年法律第15号

昭和35年以降の土地台帳と不動産登記簿との一元 題部所有者不明土地)となり,それがそのまま解消されていない土地が全国に多数存在(全国約50万筆調査の結果,約1%存在) じ作業後も引き継がれたことにより、表題部所有者(※)欄の氏名・住所が正常に記録されていない登記となっている土地(表 旧土地台帳制度下における所有者欄の氏名・住所の変則的な記載が、

※)表題部所有者とは…所有権の登記(権利部)がない不動産について,登記記録の表題部に記録される所有者をいう。 当事者の申請により所有権の登記がされると,表題部所有者に関する登記事項は抹消される。

0.0				\	
不動産番号 000000000000000000000000000000000000			原因及びその目付(登記の目付)	不詳 [平成20年10月14日]	
不動産番号		□ &	原因及3	不詳 〔平敗203	1
			т,	300 008	
#	111		#		大郎
部が	筆界特定 条 白		© #		监
	शा		0		日1番1月
表 題 部 (土地の表示)	[m]	特別区南都町一丁目	(2)MR E	名橋	有 者 特別区階部町一丁目1番1号 甲 野 太
幅	셗	_	糠		46.5
炎器	地区番号	所 在	日	101番	所有

加等 舭 墓地, 山林, ① 住所の記載がない土地 (単有・共有) ③ 記名共有地 「A外O名」 |大字〇〇]

②字持地 Ζ

(個)

1)85%

河の内訳

(平成29年9月~平成30年5月調査)

現状 第2

戸籍や住民票等による所有者調査の手掛かりがなく,所有者 氏名や住所の記録がないため 所有者不明土地の中でも、 の発見が特に困難

- →自治体における用地取得や民間取引において, 交渉の相手
 - 方が全く分からず, 用地取得や民間取引の大きな阻害要因に 表題部所有者不明土地を解消するためには,
- 公的資料や歴史的な文献(例えば, 寺で保管されている過 去帳や、地域内の土地に関する歴史書等)を調査
 - その土地の経緯を知る近隣住民等からの聴き取り などによる所有者の特定が必要

有者の特定がますます困難になるおそれ (政府方針)

↓ 小 級

○経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) 「変則的な登記(表題部所有者の氏名・住所が正常に記載されていない登記)の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すとともに、必要となる 体制を速やかに整備する。」

法律のポイント 第3

所有者の探索に関する制度を設ける 表題部所有者不明土地について、 令和元年11月22日施行

- ·登記官に所有者の探索に必要な調査権限を付与(各種台帳情報の提供の求め等) ·所有者等探索委員制度(必要な知識·経験を有する者から任命される委員に, 必要な調査
 - を行わせ、登記官の調査を補充する制度)を創設
- 探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける 令和元年11月22日施行 a
- 探索の結果を踏まえて,表題部所有者の登記を改めるための規定を整備

占

歴史的資料の散逸や地域コミュニティの衰退により、

- 適切 所有者を特定することができなかった土地について、 3 探索の結果,所有者を特定することができなかった土地について、な管理を可能とする制度を創設する(令和2年11月1日施行予定
- 新た ・登記官が探索を行ってもなお所有者を特定することができなかった土地について、 な財産管理制度(裁判所の選任した管理者による管理)を創設

2

手続の流れ 第4

対象土地の選定

- 表題部所有者不明土 地の解消を実施する地 域の選定
- 表題部所有者不明土地 所有者等の探索を行う

所有者等(※)の探索の開始

- 職権で所有者等の探 索を開始
- 探索を開始する旨を公



現在又は過去の 所有者(又は共有 ※所有者等

智

登記官による調査

所有者等探索委員(※)

による調査

- ▶利害関係人による意見等の
- 実地調查, 占有者·関係者 ▶各種台帳(旧土地台帳, 戸除籍謄本等)の調査 からの聞き取り調査
- 立入調査
- , 地方公共団体等に対する 青報提供の求め

…必要な知識・経験を有する者か 占有者・関係者から 各種台帳の調査 ※所有者等探索委員 実地調査等 の聞き取り ら午命

必要な場合

听有者等探索委員として の意見を報告

登記官による所有者等の特定

登記官による表題部所有者の登記

特定された所有者等を表題部所有者とする登記

< 登記の例 >

- 所有者等を特定することができた場合
- 法務太郎 田名 住所 〇〇県・・・ 特定された所有者
- ~の資料 (及び所有者等探索委員の意見)を踏まえ 対象土地の所有者を○○に特定した。 特定の理由
- 調査した資料

Ψ

の旨及びその理由(所有者等が特定できなかったこと等)を登記

表題部所有者として登記すべき者がないときは,

例外的に,

 ∇ \Box

持分△

住所

持分△

住所

①「A」→「住所 A」 ②「大字○○」→「○○市」 ③「A外2名」→「住所 持分△

所有者等の特定に関する記録を作成し,登記所に備え付け 各種台帳… 戸除籍謄本, **※**

所有者等の探索を行った結果,

※所有者等の探索を行った結果,法 人でない社団等に帰属していること が判明したものの, その全ての構成 員を特定することができず,又はそ の所在が明らかでない表題部所有者 不明土地についても, 同様の措置を

できなかつた表題部所有者不 所有者等を特定することが 明土地等の管理

なかった表題部所有者不明土地 (所有者等特定不能土地) については, 裁判所の選任した管理者による管理を可能とする (※)。「○当該土地の繁茂した草木の伐採の許可○当該土地の買取りに応ずる権限⇒売却代金は所有者のために供託 所有者等を特定することができ

(供託金が時効消滅した後は, 国庫に帰属)

令和3年1月1日 No. 434 / 11

土地基本法等改正 条文抜粋

(土地所有者等の責務)

- 第6条 土地所有者等は、第二条から前条までに定める土地についての基本理念(以下「土地についての基本理念」という。)にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する。
- 2 土地の所有者は、前項の責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。
- 3 土地所有者等は、国又は地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の青務)

- 第7条 国及び地方公共団体は、土地についての基本理念にのっとり、土地に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の責務を遂行するに当たっては、土地所有者等による適正な土地の利用及び管理を確保するため必要な措置を講ずるように努めるとともに、地域住民その他の土地所有者等以外の者による当該利用及び管理を補完する取組を推進するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- **3** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、土地についての基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

- 第8条 事業者は、土地の利用及び管理並びに取引(これを支援する行為を含む。)に当たっては、土地についての基本理念に従わなければならない。
- 2 事業者は、国及び地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

- **第9条** 国民は、土地の利用及び管理並びに取引に当たっては、土地についての基本理念を尊重しなければならない。
- 2 国民は、国及び地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力するように努めなければならない。

部を改正する法律案の概要 土地基本法等の一

国土交通省

資料1-1

土地の適正な利用・管理の確保 土地基本法の改正

哨馬

人口減少等の進展に伴う土地利用ニーズの低下等を背景に<u>**所有者不明土地や管理不全土地が増加</u></u>**

生**活環境の悪化の原因、インフラ整備や防災上の重大な支障**となっており、対応は喫緊の課題

現在直面する課題に対応し、**地域の良好な環境確保や災害予防、復旧、復興等**に資するよう、土地政策全体の方向性 を示す土地基本法を見直し、基本理念など**法全般で土地の適正な「利用」「管理」の確保の必要性を明示**。

●土地所有者等の土地の適正な「利用」「管理」に関する責務を明確化(登記等権利関係の明確化、境界の明確化)

●国・地方公共団体の講ずべき施策について、土地の適正な「利用」「管理」を促進する観点から見」

✓ 既存ストック等の円滑な取引に資する不動産市場整備 ✓所有者不明土地の発生抑制・解消等 地籍調査の円滑化・迅速化等を通じた情報基盤整備 ✓低未利用土地に係る情報の提供、取得支援等

揪

⇒土地政策全般の政府方針として**土地基本方針 (閣議決定)を創設**し、政府一体での取組を促進

|査の円滑化・迅速化 |国土調査法等の改正

※優先実施地域*での進捗率は約78%(対象地域全体では約52%) 土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域等を除く地域

現行の課題: 立会を求める所有者の所在が不明な場合等は、地籍調査(一筆ごとの土地の境界や画積等の調査)が困難。

①所有者の所在を探索しやすくする

②探索しても所有者の所在が不明な場合等には、筆界案の公告等により調査を進め、地籍図を作成できることとする 地籍図案の閲覧 (意見の申出) 喧喧 現地調査(所有者の現地立会)

汎政

地籍調査の手続

これまで

所有者の探索につながる 情報が利用できない 土地所有者の探索

固定資産課税台帳等 の利用を可能に

見直し

筆界案の公告により、 調査を実施

等を導入

郵送や集会所での確認

法務省の筆界特定制度 を必要に応じて活用

地籍調査主体の調査だけ では筆界の特定が困難

遠方居住、現地急峻等で 現地立会が困難

所有者の所在不明等により 確認が得られず、調査不可

この他、都市部では道路等と民地との境界の先行調査、山村部では航空写真等のリモートセンシングデータを活用した調査を推進 ×

これらの効率的手法を盛り込んだ、令和2年度を初年度とする第7次国土調査事業十箇年計画を策定することとし、 地籍調査の優先実施地域での進捗率(※)を、現在の約8割から約9割とすることを目指す

人口減少社会に対応した新たな土地政策の方向柱について

国土交通省 国土審議会土地政策分科会企画部会 中間とりまとめ概要

〇中間とりまとめでは、次の点を今後の重要な方向性と捉え、所有者不明土地対策の観点からも、<u>土地政策の全体像を下記のと</u> 〇基本方針(令和元年6月14日関係閣僚会議決定)において、「<u>土地基本法等の見直しとあわせて、人口減少社会に対応した</u> 新たな総合的土地政策の策定に向けた検討を行う」とされており、令和元年12月に国土審議会で中間とりまとめを公表。

経済成長や地域の活性化、持続可能性の確保につながる地域づくり・まちづくりを進める中で、土地需要の創出や喚起、 顕在化に努めること

おり再構築する必要性が示された。

所有者等による適正な土地の管理を促すとともに、これが困難な場合には、土地を適正に利用・管理する意思があり、 それができる担い手に土地に関する権利を円滑に移転していけるように取り組むこと

所有者不明土地の発生抑制 の観点等からの重要性を明示。 地籍整備の推進、登記情報最新化、地価公示制度、官民連携の不動産情報 都市の競争力強化、コンパクトシティ施策の推進 不動産投資の活性化、既存住宅流通推進 等 揪 集約・再編による公共空間の創出(スポンジ化対策)、 グリーンインフラの創出 等 空き地・空き家バンク整備、 ランドバンクの形成・確立 所有者不明土地法の施行、民事基本法制の見直し、地籍整備の推進 **外部**不統 所有者不明土地問題への対応 提供 等 情報基盤の整備 管理不全土地対策(民 事法制、インフラ隣接 地管理等)等 創造的活用 管理※ 最適活用 地域への外部不経済の 発生防止・解消のための 既に利用されている **く新たな土地政策の方向性**ン 土地·不動産 低未利用の

国土交通省

土地基本方針・国土調査事業十箇年計画の策定

- 令和2年3月に成立・公布の「土地基本法等の一部を改正する法律」により、 O
- ・人口減少時代に対応した土地政策の総合的な推進を図るため、**施策の具体的な方向性を示す「土地基本方針」を新たに策定**するとともに、
- ・地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図るため、 **令和2年度を初年度とする「国土調査事業+箇年計画」を「土地基本方針」に即して策定**

することとされている。

土地基本法関係 土地基本方針

0 概要

改正土地基本法で規定される理念や基本的施策に基づき、**関係省庁が一体性を持って土地政策を講じる**ことができるよう、 土地基本方針において今後の当面の施策を具体化(社会経済情勢の変化、施策の進捗等を踏まえて適時見直しを実施)

〇低未利用土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導

✓低未利用地の適切な利用・管理を促進するための税制特例措置やランドバンクの活用等の推進

〇管理不全土地等対策の促進等を図る取組の推進

/ 管理不全の空き地・空家対策の推進

/ 法務省における民法·不動産登記法改正の検討(相続登記の申請の義務化、共有制度·財産管理制度·相隣関係規定の見直し等)

ノ国土調査事業十箇年計画に基づき、新たな調査手続の活用、地域特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を 〇土地の境界及び所有者情報の明確化

/オンライン化の取組も含めた各種台帳連携等による土地・不動産に関する情報基盤の整備・充実

₩

土地基本方針に即して策定

円滑化,迅速化

+

国土調査法等関係 (令和2~11年度) 業十箇年計

- 令和2年の国土調査法等の改正に基づき、新たな調査手続の活用や、 地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進する旨を記載 0
- 効率的な調査手法の導入により、第6次十箇年計画における<u>実績事業</u> 量約1万kmと比較して1.5倍の進捗を目指すよう、事業量を設定 0
 - これまで用いている「対象地域全体での進捗率」に加え、新たに「優先 実施地域*での進捗率」を提示 0

土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域、土地の取引が行われる可能性が低い地域 (大規模な国公有地、手を入れる必要のない天然林等)を除く地域

十箇年間で <u>15,000km</u> 計画事業量

優先実施地域での進捗率

進捗率目標

調査対象地域全体での進捗率

現在:79% → 10年後:87%

→ 10年後:57% (約6割) 現在:52%

民法・不動産登記法改正の動向

- ①共有制度 共有者や裁判所が管理者を選任することができる制度の創設
- ②財産管理制度 所有者不明土地、管理不全土地について管理人を選任する 制度の創設
- ③相隣関係 隣地立ち入り、枝の切除、導管設置、管理不全土地の管理措置 請求制度の規定の創設
- ④遺産の管理と遺産分割 遺産分割に期間の制限を設けることについて
- ⑤土地所有権の放棄 一定の要件のもとに土地の放棄を認めるべき
- ⑥相続の発生を不動産登記に反映させるための仕組み 職権において反映/相続登記申請の義務化(過料、利益付与)
- ⑦登記名義人の氏名又は名称及び住所の情報の更新を図るための仕組み 職権で変更/申請の義務化
- ⑧相続以外の登記原因による所有権の移転の登記の申請の義務付け
- ⑨登記義務者の所在が知れない場合等における登記手続の簡略化
- ⑩その他の見直し事項

外国に住所を有する登記名義人は、日本国内における連絡先を登記する ことができる制度について

共有私道の保存・管理等に関する事例研究会 最終とりまとめ概要

背景

- いわゆる共有私道につき、補修工事等を行う場合に、民法の共有物の保存・ 管理等の解釈が必ずしも明確でなく、事実上、所有者全員の同意を得る運用
- 私道所有者の一部の所在を把握することが困難な事案において、必要な 補修工事等の実施に支障が生じているとの指摘

所有者を特定することが困難な土地に関して,地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう,共有地の管理に係る同意要件の明確化について,関係省庁が一体となって検討(経済財政運営と改革の基本方針2017)

共有物に関する民法のルール

	保存	管理に関する事項	変更 · 処分
内容	共有物の <u>現状を維持</u> す る行為	共有物の性質を変えない範 囲での利用・改良行為	共有物を <u>物理的に改</u> 変, 処分する行為
要件	各共有者が <u>単独</u> で可能 (民法第252条ただし 書)	各共有者の持分の価格に従い、その <u>過半数</u> で決する(民 法第252条本文)	共有者 <u>全員の同意</u> が 必要(民法第251条)

(共有物の使用)

民法第249条 各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。

共有私道の保存・管理等に関する事例研究会

①H29.8.2 ②H29.9.25 ③H29.10.25 ④H29.11.29

具体的支障事例を収集するなどして実態 を把握し、代表的な支障事例につき、民法 等において同意を得ることが求められる者 の範囲を明確化するための検討



4回の会議を経て ガイドラインを作成・公表 座長 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 委員 早稲田大学大学院法務研究科教授 上智大学法学部教授 神戸大学大学院法学研究科教授 司法書士 弁護士 土地家屋調査士

松尾 弘

関係省庁 法務省, 国土交通省

所有者不明私道への対応ガイドライン 目次概要

第1章 共有私道とその実態

- 1 共有私道の意義
- 2 実態調査

第2章 共有私道の諸形態と民事法制

- 1 民法上の共有関係にある私道(共同所有型私道)
- 2 民法上の共有関係にない私道(相互持合型私道)
- 3 団地の法律関係
- 4 財産管理制度等

第3章 ケーススタディ(全35事例)

- 1 私道の舗装に関する事例(10事例)
- 2 ライフラインに関する事例(17事例) 【上水道関係】【下水道関係】

【ガス事業及び導管関係】【電気事業及び電柱関係】

3 その他(8事例)

第4章 今後に向けて

共同所有型私道とこれに接する宅地が客観的に見て一団地を 構成する場合,区分所有法が適用され,工事が共有物の変更 に当たる場合でも,一定の多数決で可能

民法の不在者財産管理制度等を利用し、家庭裁判所により選任される財産管理人から私道の工事等の同意を得ることが可能

①共同所有型私道

私道敷全体を複数の者が所有し、民 法第249条以下の共有の規定が適用

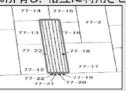
されるもの



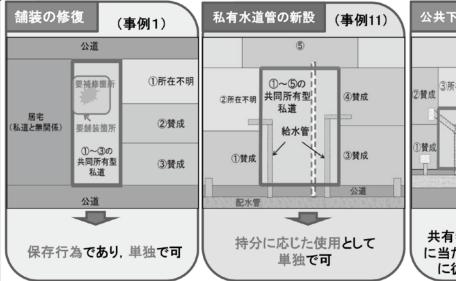
②相互持合型私道

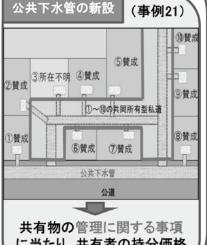
私道敷が複数の筆から成っており、 隣接宅地の所有者等が、私道敷の各 筆をそれぞれ所有し、相互に利用させ

合うもの



ケーススタディ(共同所有型私道の検討例)





- 共有物の管理に関する事項 に当たり, 共有者の持分価格 - に従い, 過半数で決する -)

今後に向けて

- 〇 本ガイドラインにより、共有私道の法律関係と工事に当たっての対処方法は相当程度明らかに
- 〇 共有地の保存・管理,財産管理制度の在り方等の所有者不明土地問題に関わる民事基本法制上の 諸課題については,更に要検討



関係省庁が連携して、迅速かつ適正な対策を講じる必要

通知。通達(热粉)

令和元年 11 月~令和 2 年 10 月

Fネット No.689 神調業発第4090号 令和2年3月10日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会会長 大竹正晃(印省略)

令和元年度表示登記適正処理委員会における協議結果について(通知)

標記について、横浜地方法務局より通知がありましたので、お知らせいたします。 会員各位におかれましては、別紙の内容にご注意いただき、登記申請等行うよう、 お願いいたします。

この通知および参考資料は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

- ・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」-「■お知らせ」-「通知・通達」-「法務局、照会・回答、登記」
- ※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。

1/6



不第 42 号 令和2年2月27日

神奈川県土地家屋調査士会 会長 大 竹 正 晃 殿

横浜地方法務局首席登記官 (不動産登記担当) 江 本 修



令和元年度表示登記適正処理委員会における協議結果について (通知)

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本年2月7日(金)に開催しました標記委員会の協議結果を別 添のとおりお知らせします。

なお,同協議結果は、当局管内登記所に対し周知済みであることを申 し添えます。

別 添

令和元年度表示登記適正処理委員会協議結果

第1 神奈川県土地家屋調査士会提出(要望及び協議事項)

1 地積測量図の作成方法について

内容説明

筆界点間を結ぶ直線上に筆界点として採用しない境界標識がある場合,地積測量図の記載方法は求積表にではなく,座標一覧表でよいと考えるがいかがか。

結果: 当該境界標の設置経緯を調査した上で,当該境界標が筆界点に設置されていない場合は,求積表に点番を記載する必要はないが,当該境界標の設置経緯等の調査結果については,調査報告書に記載願いたい。また,当該境界標がいわゆる「ニゲ」として埋設されている場合は,筆界点と誤認するおそれがあることから,当該境界標に永続性が認められる場合には,これを恒久的地物として地積測量図に「概略図」として記載していただきたい。(別紙地積測量図参照)

なお、恒久的地物として地積測量図に記載すべきか疑義があるとき は、事前に登記官に相談願いたい。

2 建物の屋根材 (スレートぶき) について

内容説明

平成18年から石綿は使用禁止になっており、屋根材についても石綿を使用しなくなっています。

しかしながら、現在の土地建物実地調査要領でも屋根材の表記には、 石綿がスレートの条件となっています(土地建物実地調査要領別表第 6)。石綿が入ってなく、セメントを板状に圧縮成型したものなので「セ メント板ぶき」となるのではないか。

結果:かつては建材材料として使われていた石綿は、いわゆる「アスベスト問題」が生じた以降は用いられなくなり、かわりに短繊維素材を用いられるものが現在のスレートとして定着している。建築材料に「石綿」がない現在でも、カラーベストなどは今までどおりスレートとして取り扱うこととする。

3/6

第2 横浜地方法務局提出(協力依頼及び要望事項)

1 筆界点の認定について

内容説明

現地の道路境界線上に永続性のある境界標 (コンクリート杭など) が埋設されている場合,当該境界標からごく僅かに離れた位置を筆界 点(計算点)として作成された地積測量図が散見される。

(平成26年及び平成29年横浜地方法務局提出の確認事項の再確認) 本件については、平成26年度表示登記適正処理委員会協議結果事 案4(道路境界等に関する調査の徹底について)において、また、平 成29年度同委員会においてこれを再確認しているが、同様の案件が 散見されていることから改めて会員への周知をお願いしたい。

結果:地図の精度,筆界線の経緯,交点計算の基礎となる道路管理標識に 移動・異常がないかを入念に調査した上で,既存境界標を不採用とし た理由を調査報告書へ明記すると共に,このような場合の地積測量図 には地積測量図の許容誤差も考え併せ,道路境界標の引照点は極力対 岸を含め記載する。

また,当該境界標の拡大図は明示方法として有効であることから, 適宜記載をお願いしたい。

2 登記相談について

内容説明

登記相談において「どうすれば申請が通るか」等の趣旨の相談内容が 散見される。また、他庁で通った通らなかった旨の発言も見られるが 「調査士の見解・法務局の回答」とは無関係であり回答に苦慮してい る。

結果:登記相談は「事前審査」ではないことを認識・周知していただきたい。登記相談としては「どのような状況」で「何が問題なのか」を相互に情報共有した上で、「調査士としての見解」を示していただくよう改めて、会から会員に対し周知する。

3 土地家屋調査士法人における地積測量図・建物図面等の作成者欄 の記載方法について

内容説明

4/6

 \langle

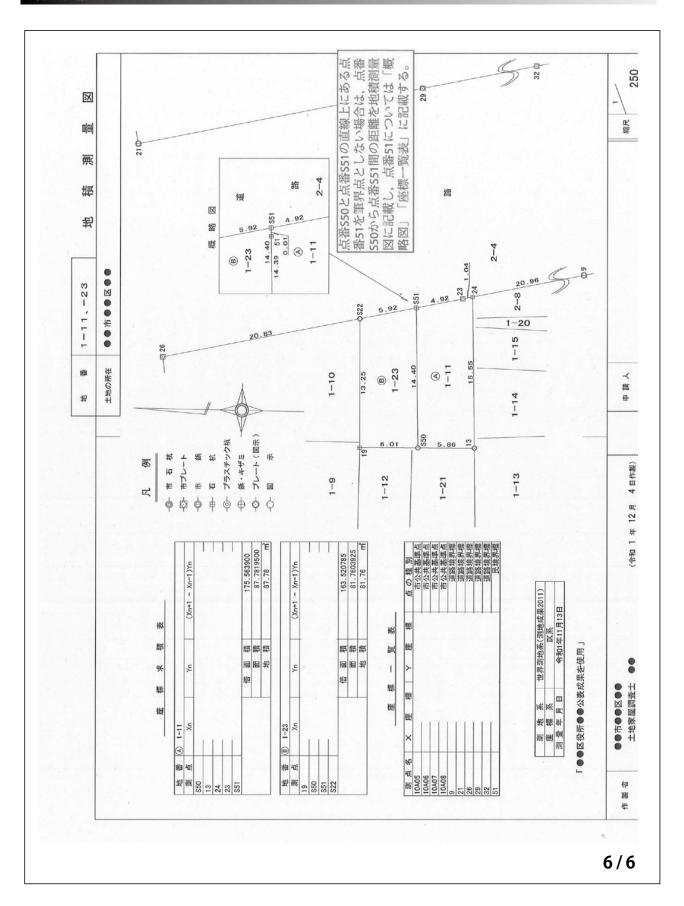
土地家屋調査士法人が受託した申請で、法人の従たる事務所しか記載のないものが散見される。法人である以上、主たる事務所を記載しなければならないと考えるので周知をお願いしたい。

結果: 不動産登記規則第73条第2項では、「作成者の氏名又は名称を記録しなければならない」とあり、住所又は事務所については規定されていないが、記載するのであれば申請情報の代理人欄と同じく、主たる事務所を記載するよう、会から会員に対し周知する。

第3 その他

調査士報告方式について

令和元年11月より施行開始し大きなトラブルもなく順調に運用されている。オンライン利用促進のためにも、引き続き調査士会からの周知・研修をお願いしたい。



(R02.01.20 入会~)



相模原支部 登録番号 3126 ツボイ ヒロト 坪井 宏敏



横浜南支部 登録番号 3127 シロト アキラ 白戸 晶



横浜中支部 登録番号 3128 コガネイ ミワコ 小金井 美和子



湘南第一支部 登録番号 3129 マツオカートモヤ 松岡 智哉



湘南第一支部 登録番号 3130 ハナウエ ケンイチロウ 花上 建一郎



横浜中支部 登録番号 3131 ミヤシタ ケンゴ 宮下 健吾



横浜中支部 登録番号 3132 ヒラガ ユウヤ **平賀 裕也**



横浜南支部 登録番号 3133 ダケイシ ユウキ **嶽石 勇輝**



湘南第一支部 登録番号 3134 ハタ サトシ **幡多 聡**



横浜中支部 登録番号 3135 バンドウ カズキ **坂東 和貴**



横浜中支部 登録番号 3136 ウチダ マコト 内田 真



横浜中支部 登録番号 3137 タカハシ トオル **髙橋 徹**



横浜東支部 登録番号 3138 ムトウ タケヒト 武藤 健仁



県央支部 登録番号 3143 スズキ タカヤス 鈴木 孝康



横浜中支部 登録番号 3139 キトウ カツミ 鬼頭 克巳



川崎支部 登録番号 3144 キョウゴク ショウタ **京極 翔太**



相模原支部 登録番号 3140 タケバヤシ トシヤ 竹林 俊哉



横浜東支部 登録番号 3145 ヤマシロ ケンジ 山城 健二



横浜東支部 登録番号 3141 コジマ アレクサンダーコウジ 小島 アレクサンダー幸司



県央支部 登録番号 3146 ダイオウ タクロウ 大王 拓郎



川崎支部 登録番号 3142 コモト ユウダイ 小本 雄大



湘南第一支部 登録番号 3147 ムラサワ ヤスシ **村澤 靖**



横浜北支部 登録番号 3148 アマコ シンイチ **尼子 伸一**



大和支部 登録番号 3149 カワクボ ナオヒロ 川久保 直裕



横浜中支部 登録番号 3150 イワイ ユウスケ 岩井 佑介



横浜中支部 登録番号 3151 イナキ コウスケ 稲木 孝介



横浜中支部 登録番号 3152 ヤギシタ ブンペイ 柳下 文平

退会会員一覧 (R01.12.12 退会~)

業務廃止 横須賀支部 3048 高本 達三 R01.12.12 田中 湘南第一支部 2129 大治 業務廃止 R01.12.24 輝雄 R01.12.24 死亡退会 大和支部 1956 田中 川崎支部 1564 吉井 敏男 R01.12.26 一時休業 相模原支部 内村 藤規 R01.12.26 業務廃止 2017 横浜南支部 黛 業務廃止 2205 好郎 R01.12.28 一時休業 彰一 横浜中支部 2851 向山 R02.01.08 横浜北支部 2616 大田 英明 R02.01.09 業務廃止 県西支部 1624 杉本 卓司 R02.01.16 業務廃止 大和支部 3110 大平 孝次朗 R02.02.07 業務廃止 川崎支部 2983 松木 正 R02.02.24 死亡退会 横浜中支部 渡部 兼喜 R02.02.26 業務廃止 1631 横浜中支部 2323 伊藤 厚 R02.02.27 業務廃止 湘南第二支部 岡野 三夫 死亡退会 1965 R02.02.28 横浜中支部 3095 吉原 有規 R02.03.23 転出(千葉会) 相模原支部 1537 小橋 誉 R02.03.24 死亡退会 相模原支部 小板橋 義弘 R02.03.31 一時休業 2665 横浜北支部 1907 大川 滋 R02.03.31 一時休業 横浜中支部 2842 齋藤 壮大 R02.03.31 業務廃止 吉幸 一時休業 横浜南支部 2093 石田 R02.03.31 川崎支部 小野 彌四郎 R02.04.22 死亡退会 1397 相模原支部 3126 坪井 宏敏 R02.04.30 一時休業 湘南第一支部 斐之 死亡退会 1394 百瀬 R02.05.17 康之 横浜北支部 2752 豊藏 R02.05.19 会費滞納 大和支部 2885 樽川 豊德 R02.06.08 業務廃止 湘南第一支部 2777 石川 雅子 一時休業 R02.06.17 相模原支部 2907 古賀 昭広 R02.06.19 業務廃止 川崎支部 2244 引田 繁 R02.06.23 業務廃止 川崎支部 1602 堤 伸光 R02.06.26 業務廃止 大和支部 1412 浅川 藏喜 R02.06.30 業務廃止 湘南第二支部 1607 五十嵐 直喜 R02.06.30 業務廃止 横浜東支部 1746 横山 一夫 R02.06.30 業務廃止 横浜北支部 鈴木 貞夫 死亡退会 1881 R02.07.24 業務廃止 横須賀支部 2189 高橋 康郎 R02.07.28 川崎支部 0248 鎌田 省一 R02.09.28 業務廃止 横浜東支部 2204 伊達 智宏 R02.10.02 死亡退会 湘南第一支部 小林 道雄 R02.11.24 業務廃止 1647 伴 敏郎 業務廃止 県央支部 1888 R02.11.30

編集後記

明けましておめでとうございます。

昨年はコロナ禍の中、三密を避け、マスクを して、不要不急の外出を避ける新しい生活様式 により生活を営んできました。我々の仕事自体 が新しい生活様式に馴染まない、直接お話をし て確認をいただく仕事なので、皆様はとてもご 苦労されたと思います。

楽しみしていたオリンピックは延期になり、 開催方法も通常と異なる開催方法になるようで す。それでも本年開催されるオリンピックをと ても楽しみにしております。

全集中の呼吸で、ワクチンができるまで頑張 りましょう。皆様にとって良い年になりますよ うに、心よりお祈りいたします。

(成田哲雄)

新年、明けましておめでとうございます。この編集後記を書いているのはコロナウイルス感染拡大第3波が来るか?という時期です。2020年を振り返ると楽しみにしていたことが何も出来なかったな~というのが本音です。2021年

はワクチンが完成し、ある程度自由に動けるようになることを祈るばかりです。遅くとも4月までには終息してもらいたいものです。2021年の県西支部総会は自分にとって最後の支部推薦理事報告になりますし、やはり一泊でどんちゃん騒ぎしたいので(笑)

(小田 靖)

明けましておめでとうございます。昨年は新型コロナウイルスの影響で大変な年でした。ステイホーム・ソーシャルディスタンス・リモートワークなど聞きなれない単語も多くあり戸惑うことも多々ありましたが、消毒・マスク等は特段の意識もなくなり新しい生活様式にも大分慣れてきました。

トータルステーションを覗いているときは 曇ってしまうし、声が聞こえにくくなるのでマ スクは外しますが、測量の現場では三密はあま り気にしなくてもいいかと勝手に思っています が、皆様はいかがでしょうか?

(稲葉健太郎)

土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムが有楽町の東京国際フォーラムで開催さ

神調報

れました。私は、会場の選定から講演内容の企画打ち合わせ、当日の段取りと運営さらに一部パートの司会進行を務めました。さらに、国土強靭化と狭隘道路の講演部分の記念誌を作成しております。このようなイベントの企画・運営をさせていただいたご縁に心から感謝いたします。

〇部長が毎回書かれておりますが(笑)、私は今回の編集後記が最後の投稿になります。何年もお読みいただき誠にありがとうございました。 (上田尚彦)

広報担当副会長 広報 部次 理報 京報 部 本 理報 報 部 広報 報 語 広報 報 語 広報 報 語 伝報 報 報 語 伝 成 田 哲 雄 小 田 稲 葉 健太郎 上 田 尚彦 菅 原 大 悟 北 村 欣也 細 川 英 史 矢 野 貴 之 堀 井 浦野 哲 也 清 行 櫻井 成 岡 信 晴 芳 浅 川 泰雄 菊 池 敦 梶谷 信太郎 青 木 一高

発 行 神奈川県土地家屋調査士会 横浜市西区楠町18番地 TEL (045)312-1177代 FAX (045)312-1277 E-mail

info@kanagawa-chousashi.or.jp

発行者 神奈川県土地家屋調査士会 会 長 大 竹 正 晃

印刷所 株式会社コンパス 厚木市小野603-1 TEL (046)250-1005